

平成22年8月5日

消費者庁

特定商取引法違反の通信販売業者に対する指示処分について

- 消費者庁は、通信販売業者である合同会社パルク（本店：東京都杉並区）に対し、本日、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、「通信販売に係る役務の電子メール広告について、その相手方となる者の承諾を得ないで、電子メール広告が行われることがないよう徹底すること。」につき指示しました。
- 同社は、いわゆる出会い系サイトを運営しており、そのサイトの電子メール広告をするにあたり、事前に相手方の請求又は承諾を得ずに、その相手方となる者に対し電子メール広告を送信していました。
- 認定した違反行為は、本役務の提供にかかる電子メール広告のオプトイン規制（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止）違反です。

1. 合同会社パルク（以下「同社」という。）は、「ロンバケ」（=<http://www.longv.jp/?act=1>）と称する結婚又は交際を希望する者への異性紹介の役務を提供するウェブサイト、いわゆる出会い系サイトを運営していました。
2. 認定した違反行為は、以下のとおりです。

同社は、本役務の提供にかかる電子メール広告を行うに際し、事前にその相手方となる者から請求又は承諾を得ずに、その相手方となる者に対し電子メール広告を送信していました。

【本件に関する問い合わせ】

本件に関するお問い合わせにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局までお問い合わせください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

合同会社パルクに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名 称：合同会社パルク(以下「同社」という。)
- (2) 代 表 者：代表社員 其阿彌 秀二 (ごあみ しゅうじ)
- (3) 所 在 地：東京都杉並区下高井戸一丁目39番13号
- (4) 資 本 金：1万円
- (5) 設 立：平成21年11月4日
- (6) 取引形態：通信販売
- (7) 役 務：いわゆる出会い系サイト

2. 取引の概要

同社は、「ロンバケ」と称するいわゆる出会い系サイト(以下「当該サイト」という。)を運営している。同社は、本件役務の提供条件についての電子メールによる広告(以下「電子メール広告」という。)をその相手方のメールアドレスあてに送付し、当該電子メール広告上に表示された当該サイトのURLから当該サイトに誘導し、当該サイト上においてその相手方から申込みを受けて役務の提供を行っている。

したがって、同社の行う役務の提供は、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に該当し、同社が運営する当該サイトに誘導するために相手方のメールアドレスあてに送付する電子メール広告は、特定商取引法第12条の3第1項に規定する電子メール広告に該当する。

3. 指示の内容

同社の行う通信販売に係る役務の電子メール広告について、特定商取引法第12条の3第1項各号に掲げる場合を除き、その相手方となる者の承諾を得ないで、電子メール広告が行われることがないよう徹底すること。

4. 指示の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、通信販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められる。

○ オプトイン規制(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止)違反(法第12条の3第1項)

消費者庁では端末機を設置し、相手方の承諾を得ないまま電子メール広告を送信する者からの電子メールを受信することで、特定商取引法上の違反行為の確認を行っている。

当該端末機には、平成22年4月5日以降、同社が運営するウェブサイト「ロンバケ」(=<http://www.longv.jp/?act=1>)に誘導するためのURLが記載された電子メール広告の受信が約400件確認されている。